

令和3年度

厚木市教育委員会点検評価報告書

(令和2年度事業対象)



令和3年7月

厚木市教育委員会

目 次

1 厚木市教育委員会の基本目標等	1
1 基本目標	2
2 基本方針	3
3 厚木市教育大綱	5
2 厚木市教育委員会の点検評価について	7
1 趣旨	8
2 点検評価の対象	8
3 点検評価の方法	8
3 厚木市教育充実プラン主要事業の点検評価	9
基本方針別事業一覧	10
基本方針1 「確かな学力」を身に付ける教育を推進します。	13
基本方針2 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します。	25
基本方針3 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される 学校づくりを推進します。	32
基本方針4 課題やニーズに対応した教育環境の整備・充実を図ります。 ..	36
基本方針5 教育の原点である家庭教育を支援します。	53
基本方針6 地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の 教育力の向上に努めます。	58
基本方針7 スポーツや文化活動の振興を図り、活力ある地域づくりを 推進します。	60
基本方針8 人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。	75
4 総括と評価	77
点検評価委員会委員からの総括的意見	78
厚木市教育委員会による点検評価総括	79
基本方針事業に関する教育委員会の評価	80
令和2年度事業別成果指標達成状況一覧	88

1 厚木市教育委員会の基本目標等

1 基本目標

厚木市教育委員会 基本目標

(平成20年3月26日議決)

厚木市教育委員会は、未来を担う人づくりを進めるために、

- 1 自ら学び、鍛え、未来を切り拓くためのたくましい力の育成 【拓く力】
- 2 自他を大切にし、互いを認めあえる豊かな心の育成 【感じる力】
- 3 社会の一員として共に支えあい、よりよい社会を築いていく力の育成
【築く力】

を基本目標に掲げ、家庭・学校・地域社会と協働で取り組みます。

厚木市教育委員会基本目標の三つの力は、平成18年12月に制定された教育基本法において規定された教育の目標や、平成19年8月に策定された「かながわ教育ビジョン」を踏まえて制定したものです。

「拓く力」では自分自身に関すること、「感じる力」では自分と他者及び自分と自然とのかかわりに関すること、「築く力」では、個人と社会とのかかわりに関することをうたっています。この三つの力は、子どもたちだけではなく、市民一人一人がより豊かに生きていくために求められているものです。



2 基本方針

教育委員会の長期的指針である「教育委員会基本目標」に基づき、その目標を具体的な事務事業に的確に反映していくに当たり、中期的な指針として施策の基本的方向を明確にするため、八つの「基本方針」を定めました。

1 「確かな学力」を身に付ける教育を推進します。

学習指導要領の基本理念としている「生きる力」^{※1}が、生涯にわたり実社会を主体的に生きていくための力であることから、基礎的・基本的な知識や技能の習得、それを活用した課題解決をするために必要な思考力、判断力、表現力などの育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立を重視した教育を推進します。（「確かな学力」^{※2}）

2 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します。

規範意識の希薄化、基本的な生活習慣の乱れや体力・運動能力の低下などが、現在の子どもの課題であることを踏まえ、子どもたちを、規範意識や自立心、思いやりの心や感動する心を持ち、意欲や気力の源となる体力を身に付け、他の人と相互に支援し合えるような人に育てる教育を推進します。

3 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される学校づくりを推進します。

「教育は人なり」という言葉で表されるように、より良い教育のためには、力量のある教職員が求められています。教職員一人一人が情熱と使命感を持ち、確かな専門性を身に付け、学校全体の組織力の向上につながるよう、教職員研修等を一層充実させ、保護者や地域から信頼される学校づくりを推進します。

4 課題やニーズに対応した教育環境の整備・充実を図ります。

国際化、高度情報化、科学技術の進展など多様化する現代において、今日的な課題や一人一人の教育的ニーズに対応し、更に創意工夫に満ちた教育活動を推進するために、家庭・学校・地域社会の声を聞きながら教育環境の整備・充実を図ります。

5 教育の原点である家庭教育を支援します。

家庭は、子どもの心とからだを健やかにはぐくみ、基本的な生活習慣や人への信頼、人と
かかわる力を育成する重要な場です。保護者が家庭教育の大切さを再認識し、安心して子育て
ができるよう、積極的に支援します。

6 地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上に努めます。

子どもたちを健やかにはぐくむためには、家庭や学校とともに、地域社会が子どもたちに
かかわることが大切です。そのためにも、地域人材の持つ力や情報ネットワークをいかした
地域コミュニティづくりに努めます。

7 スポーツや文化活動の振興を図り、活力ある地域づくりを推進します。

スポーツ、芸術・文化活動を主体的に行えるよう人材育成等を行い、子どもから大人ま
でイキイキと充実した生活が送れる地域づくりを推進します。

8 人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。

「あらゆる立場の一人一人が、互いにかげがえのない人間として尊重される」という考え
のもとに、家庭・学校・地域社会と積極的に連携し、人権教育の充実を図ります。

※1 生きる力

- ・基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら
考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力などの、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など
から構成される総合的な力

※2 確かな学力

文部科学省が提唱しているもので、基礎的・基本的な「知識や技能」に加え、自分で課題を
見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの
「学ぶ意欲」や「思考力、判断力、表現力など」を含めた幅広い学力

3 厚木市教育大綱

厚木市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年度から市長に策定が義務付けられたもので、国の教育振興基本計画を参酌し、学校教育、社会教育といった教育委員会が所管する教育分野のみならず、子育て、文化振興、生涯学習といった市長の事務部局の事務にも幅広く関連する内容となっています。厚木市では、今後の各種施策の立案・実施、事務事業の推進に当たり、大綱に掲げた「基本理念」及び五つの「基本目標」を踏まえ、市長と教育委員会がしっかりと連携し、教育環境日本一に向けて取り組んでまいります。



2 厚木市教育委員会の点検評価について

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

そこで、教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効率的かつ効果的な教育行政の推進を図るとともに、教育委員会の責任体制の明確化を図り、市民の方々への説明責任を果たすために、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うものです。

2 点検評価の対象

令和2年度の厚木市教育充実プランに位置付けた主要な事業

3 点検評価の方法

対象事業の実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等について自己点検及び自己評価を実施します。

また、点検及び評価の客観性を確保するため、公募による市民の方及び教育に関し学識経験を有する方で構成する厚木市教育委員会点検評価委員会を設置し、点検及び評価に係る意見や助言をいただきます。

氏 名（敬称略）	役 職 等
いしかわ よし み 市川 良美	公募による市民
うすい もと き 臼井 基樹	厚木市立小中学校PTA連絡協議会会長
すぎやま よし こ 杉山 芳子	元厚木市社会教育委員会議議長
◎ なかがわ よう た 中川 洋太	元厚木市立小学校長
ぬのかわ しげる 布川 茂	元厚木市立中学校長

※50音順。◎は委員長

【参考】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。